

令和2年6月29日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知について

標記につきまして、このたび、厚生労働省愛知労働局労働基準部安全課長から労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあることから、別紙のとおり、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定された旨、周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

以 上



4600008

名古屋市中区栄3-28-21

一般社団法人愛知県建設業協会

代 表 者 殿

53937

事 務 連 絡

令和2年6月25日

愛知労働局労働基準部安全課長

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の
周知について

平素は、労働基準行政に推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働
者の占める割合が増加傾向にあり、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、
別添のとおり「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エ
イジフレンドリーガイドライン）が策定され、エイジフレンドリーガイドライン
を周知するとともに、職場環境改善等の取組が進むようエイジフレンドリー補助
金などの下記の事業を展開しているところです。

については、エイジフレンドリーガイドラインや下記の事業の利用勧奨を会員事
業場等に対する周知方お願いいたします。

記

- ・エイジフレンドリー補助金（職場環境の整備等を行う際の経費の一部を補助）
- ・中小規模事業場への個別支援（現場を踏まえたアドバイス）
- ・高齢者雇用促進に向けた取組支援（高年齢者戦力化のための条件整備相談助言）
- ・高年齢労働者安全衛生管理セミナー（ガイドラインの解説など）

別添の資料は、QRコードからもご覧になれます。

- ・エイジフレンドリーガイドライン



- ・エイジフレンドリー補助金

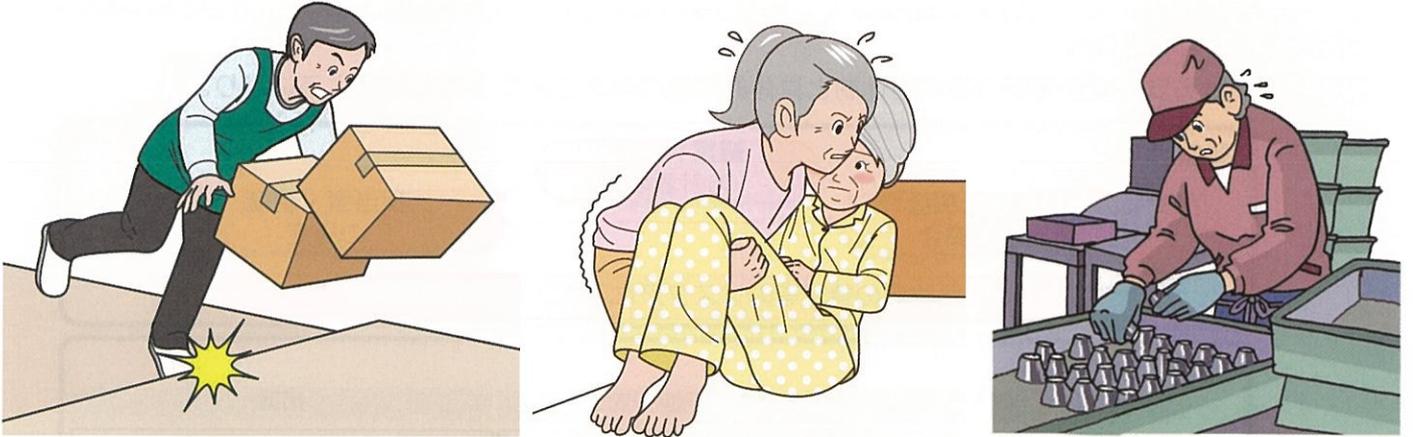


エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

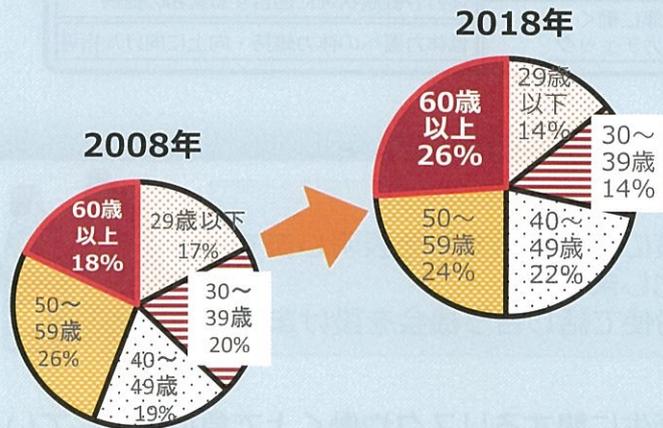
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



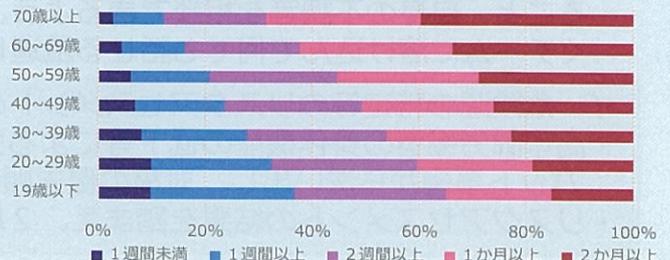
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

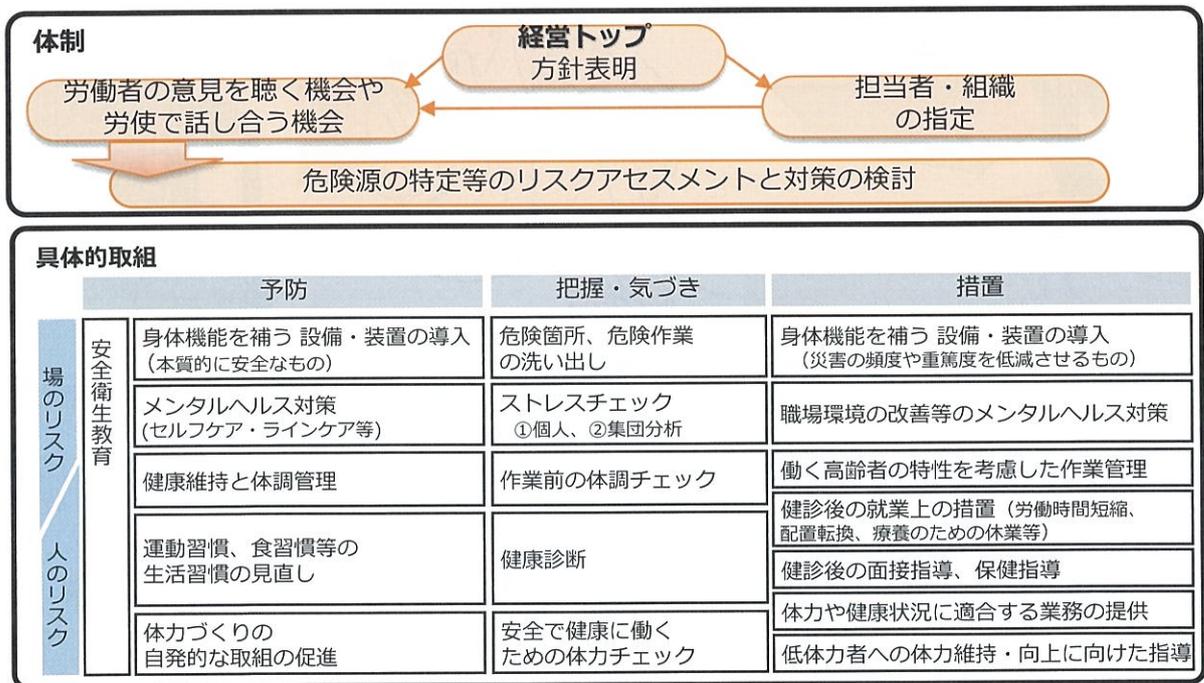
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・ 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・ 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・ 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✧考慮事項✧

- ・ 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・ 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・ リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

✧考慮事項✧

- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



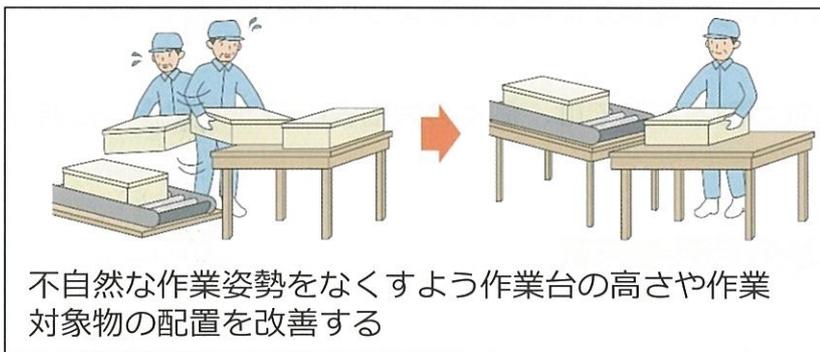
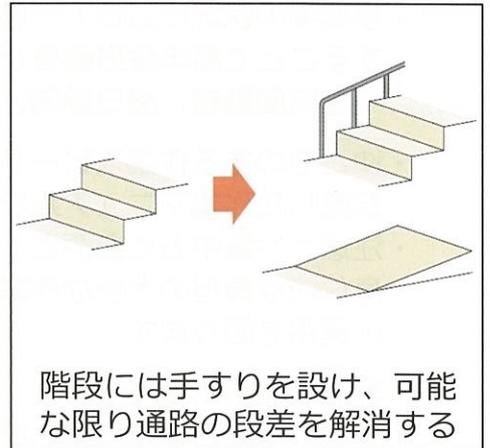
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

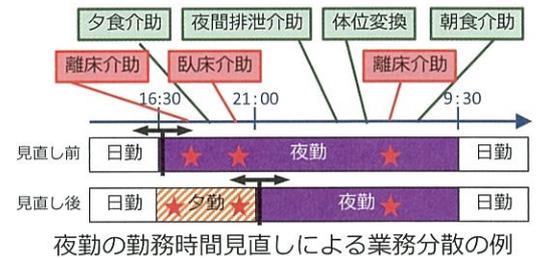
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

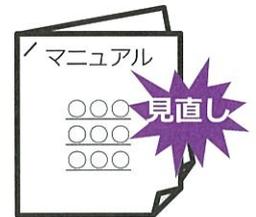
- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25~1.38	1.39~1.46	1.47~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25~28	29~43	44~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20~29	30~35	36~39	40~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1~17	17.1~55	55.1~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1~30	30.1~64	64.1~120	120.1~

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO	合計	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか				歩行能力(筋力)
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早いですか				動的バランス
4. 歩行中、小さい歩幅に足を引っかけたとき、つんのめらるかと思いませんか				静的バランス
5. 歩道で右のつま先を下を覗くことができず、歩きますか				静的バランス(開眼)
6. 一歩前に立ち止まると、膝を屈して歩行で足幅に歩くと足がつかないかと思いませんか				静的バランス(閉眼)
7. 膝を閉じて歩道でどのくらい歩幅が狭くなりますか				
8. 電車で乗って、つまずきかまらずどのくらい立ちいられますか				
9. 膝を閉じて歩道でどのくらい歩幅が狭くなりますか				

合計点数: / 評価:

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

身体機能計測の評価数字を IIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

⇩対策の例⇩

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)



他

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

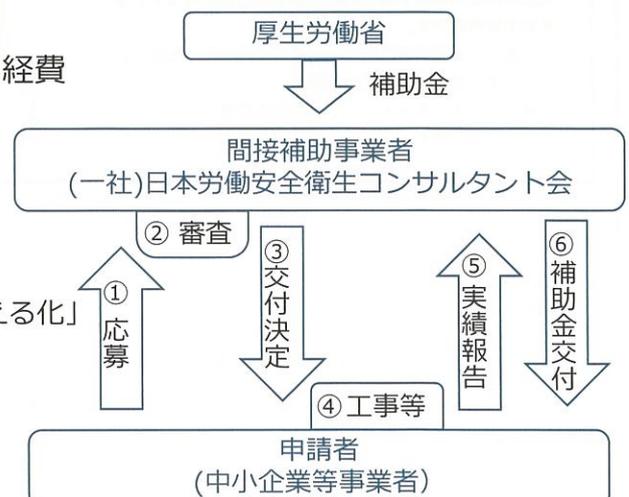
- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （３）労働保険及び社会保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： 100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
 - ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
 - ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

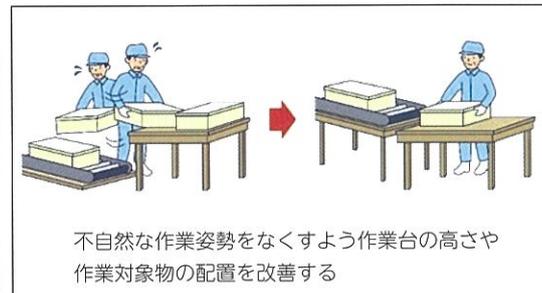
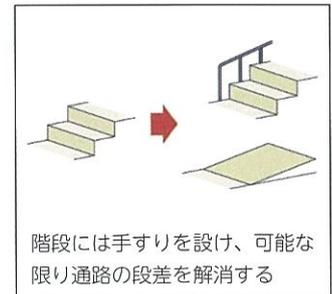
【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
- ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

補助金交付申請（中小企業事業者）

申請期間は6月12日から10月31日までです
コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

審査等（コンサルタント会）

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不交付の決定を行います

交付決定通知の発行（コンサルタント会）

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します

対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います ※**交付決定日以前に支払った費用は補助対象となりません**

実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）

実績報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します ※**支払日から20日以内に提出してください。令和3年1月10日以降の支払分は令和3年1月末日までに提出してください**

確認、補助金の交付（コンサルタント会）

実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

審査等における評価項目

必須項目

- ① 実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ② 事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③ 事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④ 研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤ 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥ 過去1年以内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

加点項目

- ① 実施する対策の取組内容がより効果的、積極的と考えられること。
- ② 安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③ 高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）

（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載して
いますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507

☎ 03-6381-7508

✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5
三田労働基準協会ビル5階
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会内

☎ 03-6809-4085

☎ 03-6809-4086

▼取り組むべき事項を知りたいとき

参考情報

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 お問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

無料

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 資金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。

○ 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。